



令和7年4月から

保育所等に入所できなかったことを理由とする 育児休業手当金の延長手続きが変わります！

育児休業手当金は原則1歳の誕生日の前日までの支給となります。1歳の誕生日以降については、一定の要件に該当する場合のみ、1歳6か月に達する日まで（その後も要件に該当する場合は、2歳まで）給付期間を延長することができます。

令和7年4月から、延長要件が厳格化され、必要書類も追加になります。

◎改正のポイント◎

現行：入所保留通知書等により、保育所等に入所できなかったことを確認していました。

改正後：これまでの確認に加え、**「速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものである」と認められること**を確認します。

◎提出書類の追加◎

現行の提出書類

- ① 育児休業手当金変更請求書
- ② 入所保留通知書



改正後の追加書類

- ③ 育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書
- ④ 市区町村へ提出した保育所等への利用申請書の写し

◎延長要件の追加◎

現行の要件

- ① 保育所における保育の利用の利用を希望し、申込を行っているが、当面その実施が行われないこと（次のア～イを全て満たすこと）
 - ア 入所申込年月日が1歳に達する日（誕生日前日）以前であること。
 - イ 入所希望日が1歳に達する日の翌日以前であること。



改正後の追加要件

- ② 速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等を希望しているものであると認められること。（次のア～イを全て満たすこと）
 - ア 市区町村に対して、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示を行っていないこと。
 - イ 利用（入所）希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に片道30分以上要する保育所等のみとなっていないこと。

「合理的な理由」とは、以下の場合をいいます。

- a 利用（入所）希望の保育所等が以下のいずれかを満たす場合
 - ・組合員又はその配偶者の通勤の途中で利用できる場所にある場合
 - ・勤務先（配偶者の勤務先を含む。）からの片道の通所時間が30分未満の場所にある場合
- b 自宅から30分未満で通所できる保育所等が無い場合
- c 自宅から30分未満で通所できる保育所等では、職場復帰後の勤務時間・勤務日に対応できない場合
- d 子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、自宅から30分未満で通所できる保育所等が無い場合
(医師の診断書、障害者手帳の写し等が必要です。)
- e 兄弟姉妹と同じ保育所等の利用（入所）を希望している場合
(兄弟姉妹の在籍証明書等が必要です。)
- f 自宅から30分未満で通所できる保育所等が、いずれも過去3年以内に児童への虐待等について都道府県又は市区町村から行政指導等を受けていた場合
(当該保育所等が行政指導等を受けていた事実に関する市区町村の公表資料等の添付が必要です。)

◎対象者◎

令和7年4月1日以降に1歳を超える期間の育児休業手当金の給付期間の延長を希望される方で、令和7年4月1日以降に育児休業に係る子が1歳の誕生日又は1歳6か月を迎える方。

- ※ 延長要件については、1歳6か月に達する日以後の期間についても準用します。
- ※ パパ・ママ育休プラス制度をご利用の方は、1歳を1歳2か月（または1歳～1歳2か月の間の育児休業手当金支給終了日）に読み替えてください。
- ※ 過去にやむを得ない理由なく、保育所内定を辞退していた場合は延長の要件に該当しません。

担当：仙台市職員共済組合 保険係
外線：214-1226
内線：724-2241～2243